

## 鹿児島市外在住の児童の当連絡協議会への加入登録を一定条件で認めることについて

### 1. 前提

- 1) 当連絡協議会は、県小連とは違う独自の規約規定のもと、市内各チームが了解の上で加盟登録していただき、各大会を運営（主催・主管）しています。
- 2) 現行の規約規定では、市外在住の児童は当協議会へ加入登録できず、協議会が主催する試合には参加できないこととなっています。（但し、県大会の支部予選、スポ少大会、南日本大会などへは参加可）

### 2. 理事会での協議経過

- 1) 理事会では、2025 年度から今年度にかけて、市内チームで活動する市外在住の選手がいる事例を把握していました。
- 2) あくまでも現行規約と規定通りとするのか、対象児童の希望をかなえ試合参加機会を与える方向で一部緩和するのか の協議を 2025 年度末に複数回行いましたが、2026 年 4 月の総会へ規定改定案を提案するには至りませんでした。
- 3) 2026 年 7 月に、市外在住で市内チームで活動している児童が、当連絡協議会主催でなく参加可能な大会に、規定の理解不足や周知不足等で参加できなかったという事案が発生しました。
- 4) そのことも受け、チームや選手・親からの要望もあり、選手ファーストの考えで「市外からの加入登録を一定の条件で認めるか」について、市近辺地域チームへの配慮やスポ少事務局の取扱いなど考慮確認しながら、2026 年 7～8 月に理事会で協議しました。

### 3. 理事会での協議概要と決定事項

今回の決定は、規約第 10 条【会議】(2) 理事会 ロ、理事会は、…会の運営の総括的な計画と運営について話し合い、緊急時には総会の代行をすることができる。 にもとづくものです。

【決定事項】（2026.8.26 理事会確認）

- 1) 現時点で市外在住で市内チームで活動する児童（理事会把握の 2 名に限る）について暫定措置として、当協議会への加盟を認め、「秋季大会」より試合参加可とします。
- 2) 現行「選手登録及び移籍に関する規定」の改定について  
一定の条件（市内隣接地域に限るときの隣接地域の考え方、加入する場合は当連絡協議会の隣接地区のチームとする、上限数を設ける等）について、今後も理事会で継続協議し改定案を成案し、2027 年 4 月総会へ提案します。

以上